

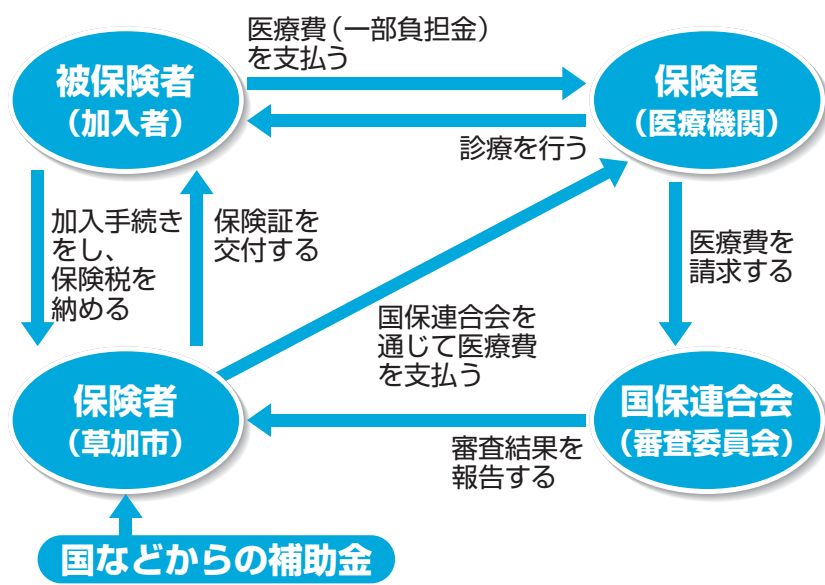


国民健康保険 特集号



国民健康保険（国保）のしくみ

日本では、病気や怪我をした時に安心してお医者さんにかかることができるように、すべての人が医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は国民健康保険（国保）に入ります。国保はわたしたち加入者（被保険者）がお金（保険税）を出し合いみんなで助け合おうという制度で、みなさんが住む市町村が運営しています。



お医者さんにかかるとき

自己負担割合

義務教育
（小学校）
就学前

2割



義務教育
（小学校）
就学以上
69歳以下

3割



70歳以上
74歳以下

2割

※平成22年3月までは1割の
まま据え置かれます。
現役並み所得者は3割



国保に加入すると加入者1人につき1枚、カードの国民健康被保険者証（保険証）が交付されます。保険証を提示すると医療費の一部負担で医療を受けられます。自己負担の割合は年齢などによって変わります。

70歳になると高齢受給者証が交付されます。

70歳以上（70歳の誕生日の翌月）75歳未満の方は、所得などに応じて自己負担割合が2割または3割（※）となります。70歳の誕生月に自己負担割合を記載した高齢受給者証が郵送されますので、お医者さんにかかるときは保険証のほかに「高齢受給者証」も一緒に提示してください。なお高齢受給者証は毎年8月1日に更新となっており、新しいものは7月中旬に郵送します。
※所得が一定以上の世帯は自己負担3割です。また、70歳以上75歳未満の方で負担割合が2割の方は平成22年3月まで1割に据え置かれます。



75歳になると長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で医療を受けることになります。

国保の加入・脱退の手続き

こんなときは14日以内に草加市役所保険年金課か、各サービスセンターで国保の手続きを行ってください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	前住所地の転出証明書 ※減免対象者（特定同一世帯所属者異動連絡票、旧被扶養者異動連絡票）
	職場の健康保険をやめたとき	退職証明書、離職票、または健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	子どもの家族の保険証、母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの） *職場では社会保険の加入手続きはしてくれますが、国保をやめる手続きはしてくれませんので、必ずご自身で手続きしてください。
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の加入者が亡くなったとき	亡くなった方の保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書（加入月数の記載のあるもの）
	草加市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のために、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書（学生証は不可）
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの

❶ 加入の届け出が遅れると❶

→ 保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって払うことになります。
→ 保険証がない間の医療費は、全額自己負担になることがあります。

❷ やめる届け出が遅れると❷

→ ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重に払ってしまうことがあります。
→ ほかの保険に加入したあとで草加市の国保の保険証で診療を受けてしまうと、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。

○国保に加入する人

職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方以外は、すべて国保の加入者（被保険者）となります。また外国籍の方は、外国人登録をされていて、かつ1年以上の在留資格がある方は加入することになります。

○加入は世帯ごと

大人や子どもの区別なく1人ひとりが加入者（被保険者）ですが、加入は世帯ごとで行い、世帯主が納税義務者となります。

○退職者医療制度

国民健康保険の被保険者で会社を退職して厚生年金などを受けられる方とその扶養となっている方が、65歳になるまでの間、医療を受ける制度です。

この制度の適用を受けると退職被保険者証が交付されます。適用には本人からの届出が必要ですが、こちらで確認できる場合は届出が省略できることもあります。

○保険証の更新

保険証は毎年11月1日をもって更新されます。（10月下旬に特定記録郵便にて世帯ごとに送付する予定です。詳しくは10月頃の広報にてお知らせいたします。）

お問い合わせ先

・ 国保の加入、脱退、保険税等は、保険税係へ ☎922・1592

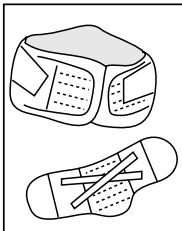
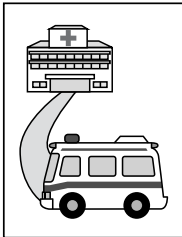
・ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）（75歳以上の保険）は、後期高齢者・重心医療室へ ☎922・1367

国保で受けられる給付～医療機関を受診するときだけでなくさまざまな支給があります～

1. いったん全額自己負担したとき

次のような場合は申請し、審査で決定すれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

- ① 事故や急病でやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき
- ② 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- ③ 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ④ 医師が必要と認めた手術などで生血を輸血したとき（第三者に限る）
- ⑤ 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき
- ⑥ 海外渡航中にお医者さんにかかったとき（治療目的で渡航した場合を除く）



申請に必要なもの

- ・保険証 ・領収書 ・世帯主の印かん
- ・世帯主の預金通帳
- ・診療内容の証明（診療内容明細書、医師の診断書等。外国語の場合は日本語の翻訳文が必要）

2. 出産したとき～出産育児一時金を38万円に改正～

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。金額は、平成21年1月以降に産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合は38万円、未加入の医療機関での出産は35万円です。平成20年以前の出産は一律35万円です。妊娠12週（85日）以降であれば、死産や流産でも支給されます。なお、出産日の翌日から2年を過ぎた場合や、ほかの健康保険から支給される場合は支給されません。

○出産育児一時金の委任払い制度

国保が被保険者に代わって医療機関に直接支払う制度。被保険者は38万（産科医療保障制度未加入の場合は35万）円を超えた金額を医療機関に支払います。



申請に必要なもの

- ・保険証 ・世帯主の印かん
- ・世帯主の預金通帳 ・母子健康手帳 ・領収書
- ・死産・流産の場合は医師の証明書も必要

3. 亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます。なお、葬儀をした日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

申請に必要なもの

- ・保険証 ・葬儀の領収書（亡くなった人と喪主が別世帯の場合のみ）
- ・喪主の印かん ・喪主の預金通帳

4. 交通事故にあったとき

交通事故など、第三者（加害者）から傷害を受けて医療機関にかかった場合でも、仕事中や通勤途中以外であれば国保でお医者さんにかかれます。ただし「第三者行為による被害届」の提出が必要です。その場合、国保では医療費を一時的にたてかえ、あとで第三者に請求します。なお、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に国保に相談してください。

5. 人間ドック・脳ドックを受診したとき

被保険者に人間ドック・脳ドックいずれか1年度に1回、受検料を助成します。対象は以下の要件をすべて満たす人で、金額は検査料の7割（上限2万円）です。

補助要件

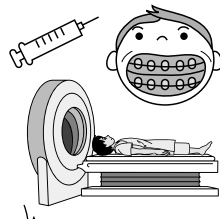
- ・受検日現在で草加市国民健康保険に1年以上加入する満35歳以上の人
- ・国民健康保険税を完納している世帯の人



申請に必要なもの

- ・保険証 ・人間（脳）ドックと記載された領収書
- ・世帯主の印かん ・世帯主の預金通帳

こんなときは保険証が使えません！



○病気とみなされないもの
健康診断、人間（脳）ドック、予防注射、歯列矯正、正常な妊娠・出産、軽度のわきが・しみ、美容整形、経済上の理由による妊娠中絶など



○ほかの保険が使えるとき
仕事中の病気やけが（労災保険の対象になります）

○国保の給付が制限されるとき
故意の犯罪行為や故意の事故、けんかや泥酔による病気やけが、医師や保険者の指示に従がなかったとき



医療費が高額になったとき（高額療養費の支給）

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えて支払った分が高額療養費として支給されます。該当者には受診月の3か月後に申請書を郵送します。申請書が届く前に事前に申請することもできます。なお、支払った日から2年を過ぎると支給されません。

入院する場合は 限度額適用認定証の申請を

○70歳未満

限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが3割の自己負担分（未就学児は2割）ではなく、あらかじめ限度額までになります。対象になるのは支払い前の入院分のみで、申請月の初日から有効です。

入院が決まったら、国保の窓口で認定証交付の申請をしてください。ただし保険税を滞納していると交付されません。

○70歳以上75歳未満

高齢受給者証を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが4万4400円（現役並み所得者は8万100円）までになります。なお、住民税非課税の世帯はさらに自己負担が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行できますので、国保の窓口で申請してください。

1 70歳未満の人の場合

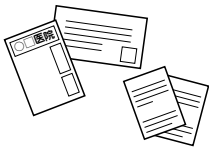
自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降 ^{※3}
一般	80,100円 ^{（医療費が267,000円を超えた場合）} 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%	44,400円
上位所得者 ^{※2}	150,000円 ^{（医療費が500,000円を超えた場合）} 150,000円+（医療費の総額-500,000円）×1%	83,400円
住民税非課税世帯 ^{※2}	35,400円	24,600円

- ※1 同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える世帯に属する人。また、所得の申告がないと、上位所得者とみなされます。
- ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
- ※3 4回目以降：過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

自己負担額の計算の条件

- ① 暦月ごとの計算（月の1日～末日まで）
- ② 同じ医療機関でも診療科ごとで別計算
- ③ 同じ医療機関でも入院と外来は別計算
- ④ 2つ以上の医療機関の場合は別計算
- ⑤ 差額ベッド代、食事代、保険適用でない医療行為は対象外



高額医療・高額介護合算制度 ～平成21年8月申請スタート～

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療と介護保険の限度額を適用後に合算し、限度額を超えたときは超えた分を支給します。該当者には申請書を郵送します。

2 70歳以上74歳以下の人の場合

自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 ^{※1}	44,400円	80,100円 ^{（医療費が267,000円を超えた場合）} 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%
低所得者Ⅱ ^{※2}	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{※3}	8,000円	15,000円

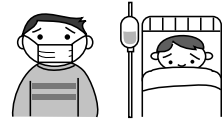
※1 同一世帯の中に、一定以上の所得（課税所得145万円以上）がある70歳以上74歳以下の一般国保対象者のいる人
〔年収が夫婦二人世帯＝520万円未満、単身者＝383万円未満の場合は、申請により所得区分は一般になります〕

※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人（低所得Ⅰ以外の人）

※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する人。

自己負担額の計算の条件

- ① 暦月ごとの計算（月の1日～末日まで）
- ② 外来は個人単位でまとめ、入院を含む
自己負担額は世帯単位で合算
- ③ 病院・診療所、診療科目の区別なく合算
- ④ 差額ベッド代、食事代、保険適用でない医療行為は対象外



外来は個人 入院は世帯

平成21年度特定健診と特定保健指導が始まります

～受診券は5月下旬から6月中旬にかけて送付します～

平成21年4月1日現在で国保に加入している40歳以上75歳未満（22年4月1日までに40歳または75歳の誕生日を迎える人も含みます。）のみなさんには、国保が「特定健診」を実施します。

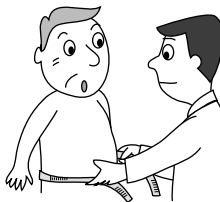
特定健診では、メタボリックシンドロームとその予備軍の人を早期発見していきます。また、健診結果から対象者を選定し、対象者に合わせた効果的な保健指導を実施します。

■特定健診の受け方

国保（医療保険者）から受診券と問診票など必要書類を送付します。これらの必要事項を記入の上、保険証とともに持参し、指定した健診実施医療機関で受診します。

■健診結果を指標にして、保健指導を行います

健診結果および問診票の結果などを考慮し、保健指導のレベルを、対象者のリスクの高い順から「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の3つに分け、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活改善を支援していきます。



お問い合わせ先

保険給付係

☎922・1593



平成21年度の国民健康保険税は次のとおりです。

＜国民健康保険税の決め方＞

①＋②＋③＋④＝1年間の国民健康保険税額（100円未満切り捨て）

	内 容	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
①所得割	加入者の所得に応じて計算（前年の合計所得から市民税の基礎控除33万円を引いた額に税率をかけます。）	8.4%	1.5%	1.1%
②資産割	世帯の固定資産税額に応じて計算	10%		
③均等割	世帯の加入者数に応じて計算 加入者一人当たりの基本税額	14,000円	3,000円	6,900円
④平等割	加入世帯毎の一律基本税額	14,000円		
限 度 額	賦課される限度額	470,000円	120,000円	90,000円

40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）は、医療分、支援金分に介護納付金分を加えた金額が国民健康保険税となります。

＜低所得者軽減制度＞

世帯主及びその世帯に属する被保険者について算定した減額対象所得が一定以下の場合、応益割合（均等割、平等割）の一部を減額する制度です。

従前は、確定申告等から国民健康保険税の軽減対象世帯を判定しているところですが、平成21年度から16歳以上の被保険者の収入の申告も軽減判定のために必要となります。

対象世帯につきましては、納税通知書発送後に、国民健康保険税申告のご案内を郵送いたします。

保険税の納め方 コンビニでも納付ができます。

平成21年度の納税通知書は、6月上旬に世帯主あてに郵送します。納期限内に納付されるようご協力をお願いします。

※納期月は、平成21年6月から翌年2月までの年9回となっております。

特別徴収（年金から天引き）の方につきましては、年金より天引きされます。

▼納付は国保に加入した月から

保険税は、国保の被保険者になった月の分から納めていただきます。

他の市区町村から転入した場合は、草加市の住民となった日の月の分から、職場の健康保険をやめた場合は、やめた日の翌日の月の分から保険税を納めていただくことになります（国保の加入手続きをしたときからではありません）。したがって、加入手続きが遅れても、保険税はさかのぼって納めていただくことになります。

ご相談ください

医療費の一部負担金の支払いにお困りのとき

震災、風水害、非自発的な離職、その他特別の事情により、医療費の一部負担金の支払いにお困りのときは、申請により減免が認められる場合があります。

保険税を納めるのが困難なとき

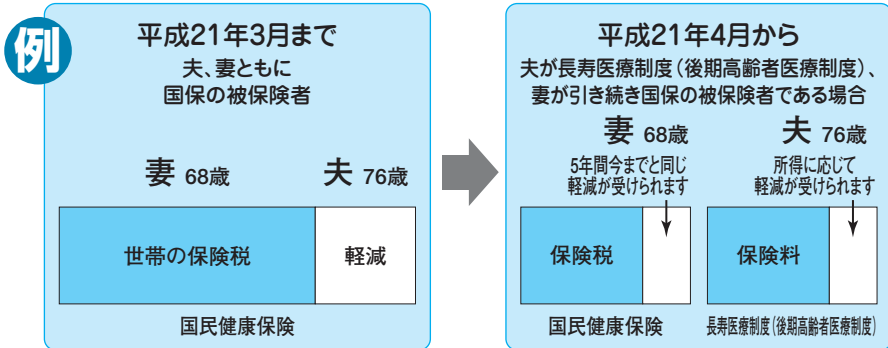
保険税の納付が困難なときは、納付方法のご相談を受け付けています。また、災害、非自発的な離職、その他の特別の事情がある場合、保険税の減免が認められることがあります。

保険税の減免は、保険税係☎922・1592へ
一部負担金の減免は、保険給付係☎922・1593へ
納付方法の相談は、納税課☎922・1124へ

後期高齢者がいる世帯の国保税について～軽減措置～

国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することになる場合

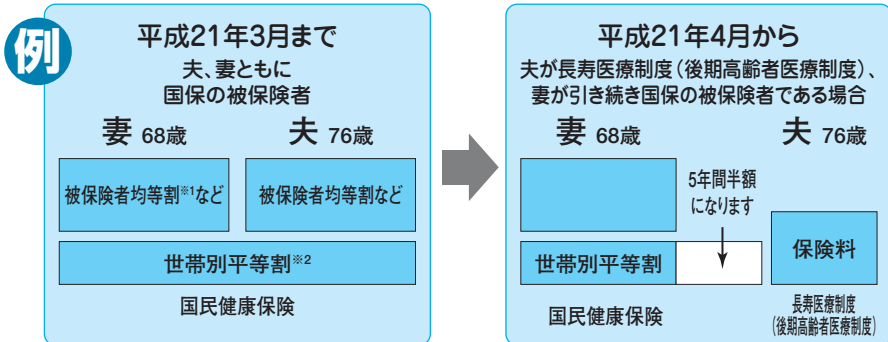
●所得の低い方の国保税の軽減が引き続き受けられます



■所得が少ない方に対する軽減措置

現在国保税の軽減を受けている世帯で、国保から後期高齢へ移行する75歳以上の方がいることにより軽減が受けられなくなる場合に、残った国保世帯の方に負担が増えないよう、5年間は今までと同様の計算方法で判定します。

●世帯ごとにご負担いただく国保税が半額になります



※1 被保険者均等割…被保険者1人当たりでご負担いただく国保税

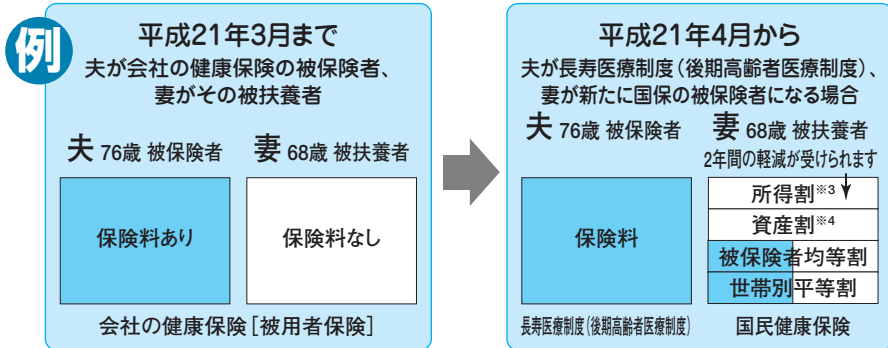
※2 世帯別平等割…世帯ごとにご負担いただく国保税

■平等割で賦課される国保税の軽減措置

国保から後期高齢に移行する75歳以上の方が国保からぬけることで、一人世帯となる方については、国保税の平等割（一世帯につき定額）が5年間半額となります。

75歳以上の方が会社の健康保険などの被用者保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方（65～74歳）が新たに国民健康保険に加入することになる場合

●申請により国保税の軽減が受けられます



※3 所得割…所得に応じてご負担いただく保険税

※4 資産割…資産に応じてご負担いただく保険税

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置

社保や共済などの被用者保険に加入していた方が75歳になり長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行する場合、その扶養になっていた方（配偶者や子等）は資格を失い、国保に加入することとなります。その場合の国保税について、2年間次の措置が受けられます。

- ・その扶養になっていた方の所得と資産に対して計算される部分は、賦課されません。
- ・6割軽減に該当する場合を除き、均等割（加入者数に対して計算される部分）は、半額となります。
- ・6割軽減に該当する場合を除き、一人世帯の場合は、平等割が半額となります。

※低所得世帯に対して国保では、加入者数と所得によって、均等割と平等割を6割、4割に軽減する制度があります。

※国保に加入する世帯員のうち、**未申告者**がいる場合には、減額の適用から除外されます。

※国保に加入する場合、市役所で届出が必要になります。（必要なもの:職場の健康保険の被扶養者からはずれた証明書、印かん）

（注）被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置には申請が必要となります。国保加入時に申請をお願いします。

お問い合わせ先 保険税係☎922・1592

65歳以上の方の国保税は年金から天引きされます。

国保加入者全員が65歳から74歳までの世帯の国保税納付について、世帯主の年金からの天引き（特別徴収）となります。

対象は、次の①、②に当てはまる世帯主（※擬制世帯主を除く）となります。

- ①世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ②国保税と介護保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えてい

ないこと。

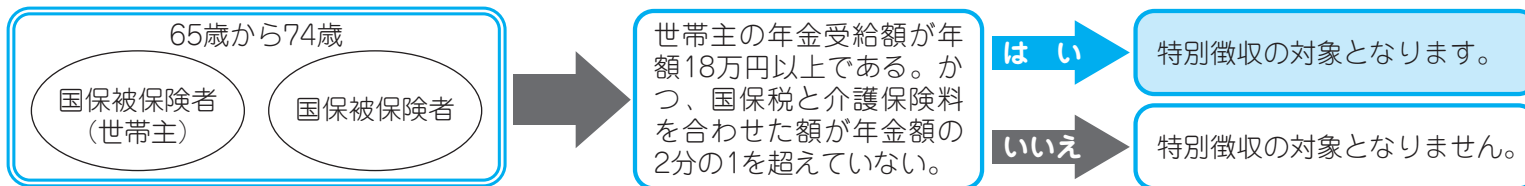
この条件に当てはまらない場合は、今までと同様に納付書や口座振替といった方法で国保税を納めることとなります。

また、平成21年度から特別徴収により国保税を納めていただく世帯の方につきましては、6月発送の納税通知書にて通知いたします。

特別徴収世帯の判定例

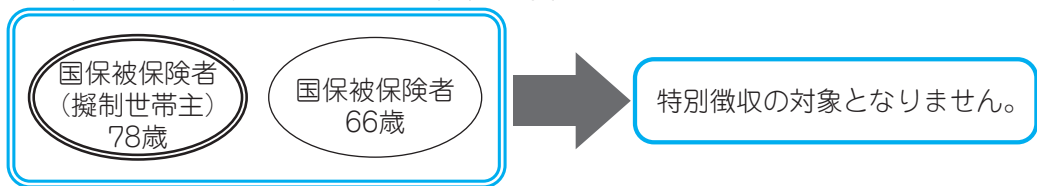
例1 世帯主（73歳・国保）、妻（68歳・国保）の場合

⇒2人とも65歳以上の国保被保険者なので、世帯主の年金受給額により、特別徴収の対象になります。



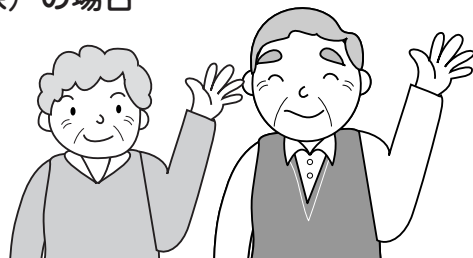
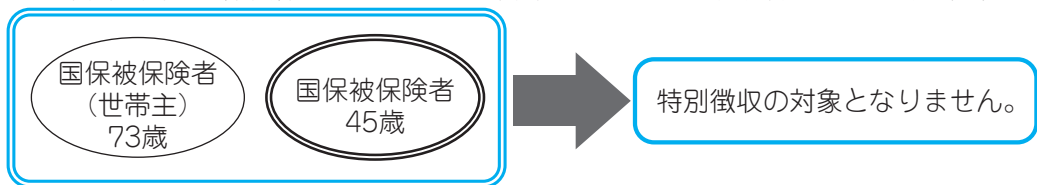
例2 世帯主（78歳・長寿（後期高齢者）医療制度、擬制世帯主）、妻（66歳・国保）の場合

⇒世帯主が擬制世帯主なので、特別徴収の対象となりません。



例3 世帯主（73歳・国保）、子（45歳・国保）の場合

⇒世帯員全員が国保被保険者ですが、世帯員である子が65歳未満なので、特別徴収の対象となりません。



※擬制世帯主について

- ・世帯主が国保以外の健康保険に加入をしている世帯の世帯主のことです。
- ・国保税は、世帯の代表である世帯主が納付義務者となるため、世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国保に加入している方がいるときは、その世帯主が納付義務者となります。

※年金天引き（特別徴収）から口座振替への変更について

- ・保険料の納付状況により、申出により口座での納付に変更できる場合もありますのでお問合せください。

※年金天引き（特別徴収）の対象者について

- ・年金天引き（特別徴収）の対象者に該当するかの算定に当たっては、厚生・共済年金などの報酬比例年金を除いた「基礎年金部分」を基準額としています。

お問い合わせ先
保険税係へ
☎922・1592

長寿（後期高齢者）医療制度

平成20年4月から新たに「長寿（後期高齢者）医療制度」が創設されました。75歳になった方（一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上の方）は国保や職場の健康保険などに加入していた医療保険をぬけて新たに「長寿（後期高齢者）医療制度」に加入となります。この制度は、都道府県ごとに設置された「後期高齢者医療広域連合」（全市区町村が加入）が運営し、市区町村が窓口業務を行います。

対象となる人（被保険者）

次の条件のどれかにあてはまる人が対象となります。

広域連合の区域内である市区町村に住む

- 75歳以上の人
 - 寝たきりなど一定の障がいがある65歳以上の人（広域連合の認定を受けた人）
- ※これまで職場の健康保険などの被扶養者だった人も対象となります。

保険料は全員が納めます

対象となる被保険者全員が、所得などに応じて保険料を納めます。これまで保険料を負担していなかった職場の健康保険などの被扶養者だった人も保険料を納めます。

医療機関等で支払う費用

医療機関等の窓口で支払う一部負担金につきましては、前年度収入に応じて3割または1割の負担となります。

●保険料の決め方

制度の運営主体となる各都道府県単位の広域連合ごとに均等割額及び所得割率が算定され、被保険者一人ひとりに保険料がかかります。（保険料の上限額は50万円となっております。）

保険料＝均等割額＋所得割額（被保険者の所得×所得割率）

※埼玉県の広域連合における、均等割額は42,530円、所得割率は、7.96%となっております。

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている人の場合は、年金から保険料が天引きされます。（特別徴収）。それ以外の場合は、7月の中旬に個別に納付通知書を郵送します。（普通徴収）

※介護保険料をあわせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象にはなりません。

保険料の軽減及び納付方法の変更について

・長寿医療制度の被保険者で世帯全員が年金収入の低い方や災害など特別の事情のある方・会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった方は保険料の軽減が受けられます。

・年金天引き（特別徴収）から口座振替の変更について

本人の申出により口座振替での納付に変更することもできますので、お問い合わせください。

健康診査について

平成21年4月1日現在の被保険者の方を対象に生活習慣病予防のため健康診査を実施します。受診券は平成21年5月下旬から6月中旬にかけて送付いたします。

人間・脳ドック助成金について

人間ドック・脳ドックの検査に要した費用につきましては、いづれかを毎年度に1回限りで20,000円を限度として助成します。

お問い合わせ先
後期高齢者・重心医療課へ ☎922・1367（直通）